

フォレンジック調査業務約款

第1条(総則)

1. 本約款は、Payment Card Forensics株式会社(以下「当社」といいます)が、ペイメントカード会員情報を取り扱う情報システムを持つ者(以下「契約者」といいます)に対して、当社の証拠解析のための調査(以下「フォレンジック調査」といいます)を実施するための諸条件を定めるものです。なお、以下では、本約款に基づいて当社と契約者との間で成立する契約のことを「本契約」といいます。
2. 本約款は、フォレンジック調査に関連して、当社と契約者の間に生ずる全ての事項に対して適用するものとします。
3. 本約款に用いられるフォレンジック調査とは、契約者が指定する紙媒体に含まれる情報(以下「書類情報」という)またはハードディスク・ドライブ・PC内のハードディスク・ドライブ、CD、DVD、USBメモリ、フロッピーディスク・ドライブ、サーバー内のハードディスク・ドライブ等の電子保存媒体に含まれる電磁的記録(以下「電子データ」という)等のデータの整理、抽出及び提示をします。
4. 契約者は、本約款に同意した上で、当社に対して、フォレンジック調査の申込をするものとします。
5. 当社は本約款を変更することがあります。この場合、本約款の変更に伴う提供条件(料金その他を含む)の変更は、特段の定めがない限り、本約款の変更と同時に、自動的に全ての本契約に適用されるものとします。なお、本約款の変更に際しては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し事前にその内容を告知します。(告知は、当社のWebページなどで行います。)

第2条(契約の成立)

1. 本契約は当社所定のサービス申込書にてフォレンジック調査の申込を受け、この申込に対し当社が承諾した場合に、当社の承諾の日をもって成立するものとします。
2. 契約者または契約者の役員、社員が暴力団、犯罪組織その他の反社会的勢力と関わりを有する場合には、申込資格がないものとします。
3. 万一、本契約成立後に申込資格がないことが判明した場合(本契約成立後に申込資格がなくなった場合も含む)には、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、フォレンジック調査の申込を承諾しないことがあります。その場合、当社は申込者に対しその旨を通知しますが、承諾しない理由の説明義務を負わないものとします。

第3条(調査)

1. 契約者は、当社がフォレンジック調査を行うにあたり、次の各号に定める事項を履行するものとします。フォレンジック調査が開始された後に各号に定める事項が遵守されていないことが判明した場合には、当社は、当社の裁量で、いつでもフォレンジック調査を中止することができるものとします。
 - (1) 当社に対し、フォレンジック調査対象となるすべてのハードウェア、記録及び文書を開示、無償貸与すること。なお、当社は、本契約が終了した後速やかに、貸与品を直ちに返還または廃棄するものとします。
 - (2) 当社担当者及び当社の指定する者の事務所及び作業エリアへの立ち入り及び関係者へのヒヤリングを許可し、かつ、これらが円滑に行われるよう配慮すること。
 - (3) フォレンジック調査対象となるハードウェア、その付属品及び周辺環境等の証拠保全が確実に図られていること。
 - (4) 責任者を選任し、当社に通知すること。
 - (5) 契約者は、フォレンジック調査対象先に第三者の権利または利益にかかる書類情報または電子データ等がある場合は、当該第三者からフォレンジック調査に必要な同意を取得すること。万一、フォレンジック調査の遂行にあたり、当社が当該第三者から苦情、訴訟等の請求を受けた場合には、当社は契約者に速やかに当該請求等につき書面により通知するものとし、契約者は、自己の費用と責任において、これを処理するものとし、当社に一切の負担を負わさないものとします。
2. 当社は関係者から事故状況に関するヒヤリングの実施後に、当社の裁量で、契約者に対して書面または口頭で一次報告をします。なお、一次報告は、次項に定める調査報告書の記載事項を拘束するものではなく、また、当社は一次報告を修正する義務を負わないものとします。
3. 当社は、フォレンジック調査の終了後、被害範囲、原因、発生日時と頻度、Payment Card Industry Data Security Standard (PCI DSS)への適合状況、再発防止策の評価等に関する最終レポート(以下「調査報告書」といいます)を書面にて提示します。
4. 契約者は、調査報告書に誤りを発見した場合は、調査報告書納入後7日以内に限り、理由を明示して当社に修正を求めることができるものとします。但し、契約者が明示した理由が不適切であること等により、当社が修正の必要を認めない場合は、当社は当該修正に応じないことができるものとします。
5. 契約者が調査報告書を受領した日(前項により調査報告書を修正した場合は修正した報告書を受領した日)から7日が経過した

ときをもって、フォレンジック調査は終了したものとします。

6. 契約者は、フォレンジック調査の際、自己の従業員(派遣社員、業務委託先従業員を含む。)をフォレンジック調査に同席させるときは、その者の機密保持について全責任を持つものとします。
7. 契約者は、フォレンジック調査の終了をもって、当社の請求に従い、次の料金を当社に支払うものとします。
 - (1) 基本料金
 - (2) フォレンジック調査料金
 - (3) PCI DSSアセスメント料金
 - (4) サイトまでの移動費用、宿泊費等の実費

第4条(機密保持)

1. 契約者及び当社は、本契約を通じて知り得た相手方固有の技術上、販売上その他業務上の秘密情報及びこれらに含まれる個人情報(以下機密情報という)を第三者に対し漏らし、または、フォレンジック調査以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に当たらないものとします。
 - (1) 受領者が開示を受けた時点で、既に合法的に知得していた情報
 - (2) 受領者が開示を受けた時点で、既に公知となっていた情報
 - (3) 受領者が開示を受けた後、受領者の故意または過失によらず公知となった情報
 - (4) 受領者が機密情報に依存することなく、独自に開発、作成した情報
 - (5) 受領者が第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
3. 当社は、契約者から開示、提供された資料等を、フォレンジック調査に必要な範囲で複製または改変することができるものとします。
4. 当社は、国、地方公共団体、裁判所その他これらに準ずる機関から法令上の根拠に基づき相手方の秘密情報の開示を求められた場合、または、当社の認定機関(PCI SSC)との契約により機密情報の開示を要求された場合は、機密情報を開示することができます。ただしその場合は、法令及び上記認定機関との契約によって規制されない限り、当社は契約者に通知するものとします。
5. 当社は、当社の裁量で、PCI SSCが定めるPFI(PCI Forensic Investigator)に関する規約に則り、JCB・American Express・Discover・マスターカード・VISAの国際ペイメントブランド5社に対

部外者への複製、配布、閲覧を禁止します。

して、調査報告書を開示することができるものとします。また、契約者が契約するカード会社(イシュー及びアクワイアラを含む)からフォレンジック調査の内容の開示を要求された場合には、契約者に通知の上、調査報告書を含む機密情報を開示することができるものとします。

6. 本条の規定は、本契約の終了後も3年間効力を有するものとします。

第5条(当社が行う契約の解除)

1. 契約者が本約款に違反した場合、当社は直ちに本契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者において本契約の継続または第9条に定める金員の支払いが困難であると判断したときは、契約者に通知することなく、いつでも本契約を解除することができるものとします。

第6条(調査報告書)

1. 調査報告書は、契約者の情報セキュリティ対策の参考資料として当社が契約者に提示するものであり、それ以外のいかなる目的にも適合するものではなく、情報セキュリティ対策を実施する責任は契約者にあることを、契約者は予め承諾するものとします。
2. 調査報告書において、契約者の情報セキュリティ対策として記載されている方法は、汎用かつ一般的なものであり、契約者のインターネット環境によっては当該方法が適合せず、契約者が行う情報セキュリティ対策に不具合が生じうる場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。
3. 調査報告書は、契約者によって当社に提供された情報および設備等に依拠して提示されるものであり、依拠した情報および設備等の誤り、不具合、瑕疵等があった場合は、調査報告書の記載が契約者に適合しないことがあることを、契約者は予め承諾するものとします。
4. 調査報告書は、フォレンジック調査時点において、通常想定しうる不正に対する危険性とその対策を提示するものであって、通常想定しえない方法および程度で不正が行われた場合は、この限りではないことを、契約者は予め承諾するものとします。
5. 調査報告書は、当社が第三者の立場で行った公正なフォレンジック調査の結果を報告するものであり、契約者の意思や意向に沿わなかったり、不利益な記載になったりすることがあることを、契約者は予め承諾するものとします。
6. 前各項の場合に、契約者に損害または不利益が生じても、当社は責任を負わないものとします。

第7条(損害賠償)

1. 万一、契約者が当社によるフォレンジック調査に起因して何らか

の損害(情報等が消失、破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が調査報告書から得た情報の使用等に起因する損害を含むがそれに限定されない。)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、当社が本契約に違反したことにより生じた賠償責任については、当該違反に起因して発生した通常かつ直接生ずべき損害(逸失利益及び特別利益は含まない)の範囲で、当該違反日より前6ヶ月の間に契約者が当社に支払った料金の合計金額を損害賠償金額の限度とします。
3. 契約者が調査報告書を利用したことにより第三者に損害を与えた場合、契約者は自らの責任において解決するものとし、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

第8条(有効期間及び中途解約)

1. 本契約の有効期間は、申込書記載のとおりとします。
2. 契約成立後、契約者が自己都合により本契約を解約する場合には、契約者は、フォレンジック調査実施前の契約解約の場合は当社が定める基本料金に相当する金額を、フォレンジック調査実施中及びフォレンジック調査実施後の契約解約の場合は基本料金、フォレンジック調査料金及び実費の全額に相当する金額を、契約解約料として当社に支払うこととします。

第9条(料金等の支払方法)

契約者は、フォレンジック調査実施前までに着手金を、及び当社が請求書で指定する各支払期限までにフォレンジック調査料金及び実費を、法定の消費税を付して、それぞれ当社の指定する銀行口座に振込んで支払うものとします。振込みにかかる手数料は、契約者の負担とします。なお、契約者が当社に対して支払った金銭は、いかなる場合でも返還されないものとします。なお、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。また、契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払期限を経過してもなお支払いをしない場合、契約者は、支払日まで、年14.6%の割合による遅延損害金(1年を365日として日割計算)を当社が指定する方法により支払うこととします。

第10条(再委託)

当社は、当社が必要と認めるときは、フォレンジック調査業務の全部または一部を第三者に再委託することができることとします。

第11条(反社会的勢力に係る情報の報告義務)

1. 契約者は、本契約の有効期間中に、風説、マスメディアの報道、インターネット等情報媒体または取引先等からの伝聞により、契

約者またはその関係者、株主、従業員、顧問、取引先と反社会的勢力との関係を示唆する情報を得た場合、その真偽にかかわらず、当社に対し、その情報を得た旨及び内容を速やかに報告しなければならぬこととします。

2. 契約者は、前項により自己または関係者等と反社会的勢力との関係を指摘された場合、当該事実が存在しない旨を速やかに書面により証明し当社の了承を得なければなりません。
3. 当社は、契約者またはその関係者等と反社会的勢力との関係を示唆する情報を得た場合、契約者の同意を何ら要せず警察等関係当局への情報照会、その他の必要と認める調査を行うことができることとします。

第12条(準拠法と管轄裁判所)

本約款に関する準拠法は日本法とします。契約者と当社との間の本約款に関わる紛争については、訴訟に応じ、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

この利用約款は、2012年3月1日に発行し、それ以降のサービスのご利用に適用されます。

(2012年3月1日 制定)

(2015年11月10日 改訂)

(2016年1月28日 改訂)

Payment Card Forensics 株式会社

東京都港区港南2丁目12番23号 明産高浜ビル 8F

代表電話番号(03)5463-8333 FAX 番号(03)5463-7578